

## 一 般 質 問

平成24年6月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	7 番 原 憲三	子供の生活習慣病の血液検査について
2	10 番 小清水 招男	環境活動への取組について
3	1 番 金子 正直	自治基本条例策定は町民の手で
4	9 番 武井 一夫	孤立死防止対策について
5	2 番 曾我 功	町の活性化のためのプロジェクトチームの立ち上げは
6	15 番 小沢 長男	(1) パークゴルフ場増設について (2) 中央公園の指定管理について (3) 子育てしやすい町づくりについて
7	8 番 岸 光男	通学路の安全は
8	5 番 戸村 裕司	若者に暮らせる中井の手応えを
9	12 番 相原 啓一	スポーツ推進計画の策定は

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 子供の生活習慣病の血液検査について	7番 原 憲三
<p>生活習慣病は、生活習慣に起因しているもので、成人になってからの対策では遅く、不十分であり、子どもの頃からの対策が必要不可欠と考えます。</p> <p>生活習慣病対策は、家庭や学校のみが積極的に取り組むだけでは、効果は薄く、町としての関わりが大切であると考えます。</p> <p>近年、小児生活習慣病予防検診に取り組む自治体が増えてきていると聞きます。</p> <p>学校保健安全法の小学生・中学生の健康診断時に血液検査の実施を考慮してはいかがでしょうか。血液検査は小児生活習慣病の早期発見につながると言われております。検査結果は保護者に返すだけでなく、その子の生活習慣とリンクさせて、学校医、養護教諭、栄養士、保護者との連携により、その後の指導に結び付けていくことが必要かと思えます。</p> <p>小児生活習慣病は早期であれば、半年ぐらいの食事療法で完治する率が高いと聞きます。</p> <p>成人病の予備群の小児生活習慣病をなくすことは、国民健康保険医療費負担軽減にもなりますので、血液検査の早期実施について伺います。</p>	
【町長答】	
<p>町では、21世紀を生きていくうえで求められる確かな学力と健康的で豊かな人間性を兼ねそなえた子どもの育成を目指し、学校教育の充実に向けて諸事業に取り組んでいるところであります。</p> <p>私も病気は、治療よりもまずは、予防が大切であると考えておりますし、子どもたちが健康に育ってくれることを願ってやみません。</p> <p>今後も子どもたち一人ひとりが、豊に学び、確かな成長ができるよう、教育環境等の整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p> <p>議員ご質問の詳細につきましては、教育長に答弁させます。</p> <p>(教育長答弁)</p> <p>それでは、私からご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>議員ご承知のとおり、現在、小中学校では、4月から6月にかけて、毎年、定期健康診断を実施しております。健康診断の項目については、学校保健衛生法施行規則に定められており、身長や体重、視力、聴力等の測定をはじめ、歯科検診、内科検診など、子どもたちの成育や健康状態の把握を中心に行っております。健康診断で異常の疑いがある場合は、その結果を保護者に通知し、再検査や医療機関での受診、治療勧告等を行っております。各学校では、健康診断の結果を踏まえ、養護教諭を中心に保健だよりで全体的傾向をお知らせしたり、必要に応じて児童生徒や保護者に食習慣や生活習慣の見直しを呼びかけております。また、保健指導や食教育を通して生活習慣病の予防に繋がる指導も行っております。</p> <p>なお、生活習慣病とその予防に関しては、小学校では6年生、中学校では3年生に保健の授業として年間指導計画に位置づけられています。</p> <p>議員のご指摘のとおり子どもたちの生活習慣病の実態把握には、血液検査が効果的であると思われませんが、現在、国の動きとして「今後の健康診断の在り方等に関する検討会」が設置されましたし、厚生労働大臣の発言もありますので、小中高生を対象とした血液検査の検討も進められることが想定されます。現段階では、町において血液検査の実施は考えておりませんが、今後の国の動きを注視し、状況に応じて検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>	

【問】 2 環境活動への取組について	10番 小清水 招男
<p>6月はご存知のように環境月間であります。各自治体や企業も環境への取り組みをパネルや講演会などを活用し、工夫を凝らした宣伝活動をしています。</p> <p>近隣の市の水道水の水質の安全性についても報道され、きれいな水がアピールされています。</p> <p>井ノ口地区を南北に縦断する葛川は、晴天の続く夏は、厳島湿生公園より上流域では異臭が発生し、近隣の住民は毎年その臭いに悩まされています。</p> <p>二宮町・大磯町・中井町で構成しています葛川サミットでも上流の清流化は、常に話題になっています。</p> <p>この問題を改善するためには税の投入と関係する住民の負担を伴います。</p> <p>この事理解を得るには、おそらく年単位の時間が必要と推測します。</p> <p>そこで、私は第一歩として河川環境と上下水道を含め生活との関わりを、広く町民に周知し、理解を求める必要があると考えます。</p> <p>環境月間の期間は、こうした啓蒙活動を行うことのできる絶好の機会ではないかと考えます。</p>	
【町長答】	
<p>町では平成20年度に環境基本計画の策定を行い、「中井町から地球への思いやり～地球に私ができること～」を基本目標に中井町の豊かな自然を保全し、後世に引き継いでいくために、様々な環境施策に取り組んでおります。</p> <p>本計画は、町民・事業所・行政がそれぞれの立場において環境に配慮すべき事項を定め、3者が連携し、町の環境をより一層望ましい姿とすることを目的としています。</p> <p>このための取り組みとして、クリーンタウン運動による町内一斉清掃及びクリーンウォーキングの実施や、美・</p>	

緑なかいフェスティバルにおける環境ブースの設置、豊かな水や動植物の保全を目的とした生物多様性調査、また、公募によるエコモニター事業などを多数の町民及び事業所にご協力いただき展開しております。

さらに、小学生を対象とした下水道公社による下水道出前教室、上下水道課による水道週間中の水道施設説明会の実施など、これらの実施状況や効果についても広く町民に理解をいただくために、随時広報誌・ホームページに掲載し、周知・啓発を行っているところです。

環境基本計画にも記載があるとおり、環境問題への取り組みは、「自然環境」「生活環境」「循環型社会」「環境教育」と多岐に渡っており、一朝一夕には目標の達成、問題の解決とはなりません。

今後も年間を通して様々な形で、啓発活動を行い、より一層環境への意識向上を図ることにより、中井町環境基本条例の目的である「町民の健康で安全かつ快適で文化的な生活の確保に寄与」することに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**【問】 3 自治基本条例策定は町民の手で**

**1番 金子 正直**

中井町では、本年度、町民と行政による協働のまちづくりを進めるための指針とする「自治基本条例」の策定に向け、協議・検討を行う事業が実施されます。

この条例は、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造が変化する中で、町民主体の自治を一層推進することを目的とするものです。

そこで、次の項目について伺います。

- 1、公募の町民によって構成された委員会を設置し、検討を進める考えはありますか。
- 2、町の内部組織で条例の概要を策定するため、曖昧な表現は極力避ける、法律に規定されている事項は規定しない等、いくつかの視点を基本として検討する必要があると思いますが、どのように考えますか。
- 3、この条例を概要の段階で、町民に対する説明会や意見募集を実施する考えはありますか。
- 4、この条例に基づいて取り組むべき、事務事業の内容とスケジュールをまとめたアクション・プラン（行動計画）を策定する必要があると思いますが、どのように考えますか。
- 5、この条例に係る各課の取り組み状況や職員の認知度を把握するため、何か手段を講じる必要があると思いますが、どのように考えますか。

**【町長答】**

地方分権や地域主権改革の進展の中で、これからの地方自治体には、創造的で自主的な行財政運営が求められています。とりわけ、急激な少子高齢社会の進行により、地域社会や家庭環境などの維持には、町民の町政への参加や相互の連携、協力を一層進めながら、住民と行政の協働によるまちづくりを進展させていく、必要があります。

この協働のまちづくりを推進していくうえで、住民と行政との役割分担やルールなどを明確にし、より有効的に住民参画を進めていくため、自治基本条例の制定に着手いたしました。現在は、条例制定体制と、そのプロセスづくりの検討をしていることから、ご質問に対しては、基本的な考え方を述べさせていただきますので、ご理解賜りたいと存じます。

1点目の「公募の町民による委員会の設置について」は、自治基本条例の制定に向け、公募委員を募集し、応募者全員で検討組織を設置する自治体もありますが、本町では、公募による町民をはじめ、自治会や地域活動を行う各種団体の代表者及び学識経験者など、概ね10名程度で構成する、「中井町自治基本条例策定委員会」を設置して、条例案の検討をしてまいりたいと考えています。

2点目の「策定にあたっての基本的な視点について」は、自治基本条例では「まちづくりの基本理念を定めるもの」、「住民の参加、参画の仕組みを明確化するもの」など、それぞれの自治体により特徴があります。そのことから、策定委員会では、条例のタイプや規定する事項等を整理して行く必要があります。また条例には、住民や行政の役割などを明記するため、わかりやすい表現にするとともに、法令の引用は行わず、町独自の理念を明記した条例にすべきと考えております。

3点目の「概要の段階での町民に対する説明会や意見募集の実施について」は、策定委員会での検討経過は、随時ホームページで報告するところですが、検討が進み、策定委員会からの条例骨子の提案を受け、条例の概要案がまとまりましたら、町民を対象とした意見募集をするため、地域懇談会や地域活動団体との意見交換、パブリックコメントを実施するなど、幅広く意見を求め、その意見の反映に努めてまいります。

4点目の「条例に基づいて取り組むべき行動計画の策定について」は、自治基本条例の効果を出すためには、行政として取り組むべき事務事業や、住民活動の支援に向けた事業などをまとめた、行動計画の策定と、計画的な実行が必要と認識しますので、条例策定と併せ、検討してまいりたいと思います。

5点目の「各課の取り組み状況や職員の認知度の把握のための対策について」は、先ほど述べた行動計画の策定や、その実行については、職員の責務も多くなることから、計画・実施・評価・改善というPDCAサイクルに基づく、施策等の進行管理とともに、研修や学習機会を設けながら、自治基本条例の、理念の具現化に向けた取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

【問】 4 孤立死防止対策について	9番 武井 一夫
<p>我が国の家族構成は、多世代の同居型が一般的であったが、核家族化や少子高齢化の急速な進行にともない、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者の夫婦世帯が、今後も増加して行くものと予想される。</p> <p>当町でも家庭内の子育て、高齢者介護など世代間の支え合う機能が少しずつ低下しているように思われる。</p> <p>そのような中、最近孤立死と言われる悲惨な事件の発生が全国各地で相次いでいる。孤立死について、内閣府の高齢社会白書は「一人で息を引き取り、悲惨な状態になったもの」とし、厚生労働省の会議報告書には社会から孤立した結果、「死後も長期間放置される」との文言があるが、明確な定義は無いとされ、全国統計も取られていない。</p> <p>死後、誰からも気付かれないようなケースはなぜ起こり、また、どう防げば良いのか、各地で様々な取り組みが模索されている。</p> <p>そこで町の対応を求め質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を図るための、二世帯・三世帯同居支援事業について。</li> <li>2. 高齢者の見守りや居場所づくりの取り組みについて。</li> <li>3. ライフライン事業者等との連携について。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>今般、高齢者等が地域から孤立し、相当日数を経過してから発見されるという、大変痛ましい事案が発生し、社会問題となっております。本町では、幸いにも孤立死と思われるような事案は発生しておりませんが、高齢化率、高齢者夫婦率は神奈川県平均よりも高く、一人暮らしの高齢者等に対する見守りの必要性を感じるとともに、強化に努めているところであります。</p> <p>一点目の「高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を図るための、二世帯・三世帯同居支援事業について」ですが、高齢者等が社会や地域から孤立することのないよう、孤立するおそれのある方の把握に努めるとともに、適切な支援に繋げてまいりたいと考えております。</p> <p>また、こうした高齢者等が地域から孤立する背景に、家族関係の変化とともに、地域コミュニティの絆の弱まりが指摘されております。地域の行事等への参加を促すなど、地域コミュニティの向上、併せて家族等との関わりや相談支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>二点目の「高齢者の見守りや居場所づくりの取り組み」につきましては、日頃より、配食サービスや緊急通報システムなどによる見守りや安否確認をはじめ、民生委員や町のホームヘルパー、地域包括支援センターと連携を図り、高齢者の見守りを行っております。</p> <p>また、本町では、転倒骨折予防を目的とした「こゆるぎ体操」を自治会単位で実施しており、地域住民の交流の場となっております。町といたしましては、今後も、社会福祉協議会や自治会と協力し、高齢者が気軽に参加できるサロン活動等の更なる普及に努めてまいります。</p> <p>三点目の「ライフライン事業者等の連携について」ですが、新聞等でも報道されましたように、神奈川県では全市町村と連携し、孤立死等を未然に防ぐための取り組みとして、「地域見守り活動に関する協定」を神奈川県エルピーガス協会と締結し、検針等で日常生活に異変を感じたときは、通報により行政と連携し、必要な措置を講じる仕組みが構築されました。今後もライフライン事業者等との連携にはもとより、県と連携して取り組んでまいります。</p> <p>また、町といたしましては、水道の検針員等による通報、社会福祉協議会をはじめ自治会や老人クラブと一体となり、民生委員との更なる連携を図り、高齢者等が安心して生活できる環境づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>	

【問】 5 町の活性化のためのプロジェクトチームの立ち上げは	2番 曾我 功
<p>私は昨年12月の定例会におきまして、「町の活性化のために」と題して一般質問をしました。半年が経過しましたが、思いのほか過疎化は進んでいます。中村下地区やグリーンテクなかいの企業の撤退や機能の一部を町外に移転させる話も聞いております。</p> <p>また、人口減少が加速し、町の将来を大変危惧しています。4月1日現在の人口は1万人を切っただけでなく、9,900人を切る9,896人となってしまいました。町の活性化は喫緊の問題です。昨年12月に町の活性化対策としてプロジェクトチームを立ち上げ、チームリーダーは任期付職員として一般公募をする仕組みを提案しました。</p> <p>町長はその提案に対し、「可能な限りこれからもそういうセクションを置くことを検討する」と答弁されました。</p> <p>中井町は都市化された地域と違って、土地利用の面でも余裕があります。また、歴史、風土、文化など活性化策として活用する資源はたくさんあります。それらの資源を活用して知恵を使い活性化させることは待たなしに必要です。プロジェクトチームを立ち上げる件について、庁舎内での検討はされましたか。その検討状況について伺います。</p>	
【町長答】	
<p>地域の活性化に向けた対策を、より一層促進するためのプロジェクトチームの設置について、昨年12月の定例会にご提案をいただき、私としても、その提案の主旨については十分理解させていただいたところであります。現在、本町では「にぎわいと活力のあるまちづくり」に向けた土地の有効利用を推進する目的から、東名秦野</p>	

中井インター周辺、南部開発区域、役場周辺の土地利用など町の将来像の実現に向け、鋭意努力を傾注しているところであります。

現状、一部の土地利用計画は、県と共に協議が進むよう努力をしていますが、長引く景気の低迷により、土地利用の需要も依然伸びず、また、地理的にも恵まれた土地の活用にあたっては、厳しい土地利用規制の課題も多くあり、実現化に向けた取り組みが、停滞している状況であります。

このような状況下、グリーンテクなかいでの土地利用と企業活動を促進するため、今年度より、地域活性化対策を参事の特定事務に位置付け、個人所有地の利用促進や緑地率緩和による企業活動の拡大化を図っております。

ご提案のプロジェクトチームの設置と活動は、専門的かつ専属的な取り組みによる、所期の目的の達成に向けた対応として、意義は大きいものと認識をする次第でありますので、今後の事業計画の進捗状況を見た中で、考えてまいりたいと存じます。

また、町の活性化は、都市的土地利用に限らず、本町が誇る自然や歴史などの、地域資源を活用した対策についても、住民と協働した活動を、地域支援対策として、積極的に取り組んでまいりたいと、考えておりますので、地域での創造的、かつ自主的な活動の継続化に向けて、引き続きご尽力いただければありがたく存じますので、宜しくご理解いただくようお願いいたします。

**【問】 6(1) パークゴルフ場増設について**

15番 小沢 長男

議会で町長は、町民の健康の維持・増進や憩いの場として当初のパークゴルフ場の施設整備の目的は十分果たしていると、現時点でのコース増設は考えていないと答弁しながら、「大会のことは考えていない、時期が来たら前向きに検討したい」と応えているがどのように解釈すべきか。

町のパークゴルフ場は、待ち時間が長いからとして2倍の36ホールに増設を求める声もあります。

多いときには500人から入る日もありますが、例えば、496人プレイの内、377人が町外で、町内の人では119人で24%です。この状況で増設することは、町外の人のために税金が投入されることに思えます。町内の人でも、1日に3回、4回とプレイすれば、3人、4人と数えられます。

毎日のようにプレイする愛好者の実人数、年に1回でもプレイする町民が何人いるかを考えると、多くの町民は税金を投入しての増設は望んでいないと思います。施設を2倍に拡張すれば管理費は2倍に増えます。

消費税の増税、社会保障の改悪に日本共産党は反対ですが、この悪政により、20兆円もの国民負担が増えたなら、経済・国民生活がどん底に落ち込み、収入も減り、財政も厳しくなると思い、パークゴルフ場の増設はすべきではないと考えるが、町長の真の考えは。

**【町長答】**

中井中央公園内に整備したパークゴルフ場は、誰でもが利用できるようパブリックコースとして、中央公園が開設されてから4年後の平成13年7月に、多目的広場の周辺用地を活用する形で整備し、開設してから10年が経過しました。

立地条件やコースレイアウト、管理面の良さから多くのパーク愛好者の方々に利用をされており、平成24年3月末の時点で延べ96万6千人の方から利用を載せております。

ご質問の、コース増設についてですが、日本経済は急激な円高や東日本大震災の復旧・復興など、依然として明るさが見えない状況下にあり、国をはじめ地方自治体は、厳しい行財政運営を強いられ、本町においても前年度以上に厳しい財政状況に置かれております。私は、本年度の重点施策に掲げた「健康づくり」や「子育て支援」に対する諸事業並びに、増大する社会保障費等へしっかりと取り組むことを、まずは優先すべきであると考えております。そして、グリーンテク等への企業誘致など、これらを着実に実行していくことが、町民が安心して暮らせ活力と魅力にあふれた“まちづくり”に繋がるものと信じております。

また、中央公園の施設管理の状況や、近隣の市町におけるパークゴルフ場の開設もある中で、今後の中央公園のあり方等も含め、町として総合的に判断させていただいた時、18ホールを維持して行くことが最善との考えに至り、現時点でのコース増設は考えておりません。

なお、今後も利用者満足いただけるようコースや周辺環境整備など、施設の維持管理と利用者へのサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

**【問】 6(2) 中央公園の指定管理について**

15番 小沢 長男

指定管理者制度は、国民や町民の税金で造った施設を、管理者がただで使って、税金による町の負担と利用料で運営し、儲けて、株主に配当も認めるものです。

町は、平成25年度からパークゴルフ場など、中央公園の管理を指定管理者に代行させます。条例では、都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、管理にかかる経費の縮減を図ることが指定管理者に課せられ、公園の活性化、利用者サービスの向上を目的として、管理者は、自らスポーツ振興を図るなど、収入を目的とした自主事業ができ、経費削減に配慮した施設運営が求められています。

現状、業務委託している中井町生きがい事業団やなかい緑化木協会の雇用・作業量の維持を指定管理者応募の条件とし、町内業者の活用、町民の雇用体制の整備なども管理者選定の審査評価ポイントとなっていますが、人件費の削減として、人減らし、労働強化、賃金カットなどが心配されます。

指定管理者の施設で働く労働者のワーキングブア状態の改善のために、「指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす、最も適切なサービスの提供者を指定するものであり、単なる価格競争になる入札とは異なるものである」と総務省は通知しています。管理者の選定は慎重に、町民の雇用や労働条件への配慮を求める。

**【町長答】**

町では、中井中央公園への指定管理者の導入については、第五次中井町総合計画の後期基本計画や、第五次行政改革大綱に事務事業の見直しとして実施計画に位置付けております。導入にあたっては、民間事業者のノウハウを活かし、住民サービスの向上と施設の運営や維持管理に係る経費の節減を諮ることとし、平成25年4月からの移行に向け、6月1日から指定管理者の募集を行っています。

ご質問の、指定管理者導入における町民等の雇用機会の確保についてですが、パークゴルフ場や野球場などの施設管理とともに公園内の草刈等などの業務は、町の「生きがい事業団」や「なかい緑化木協会」に委託しており、指定管理者の募集に際しては、こうした団体の業務が確保できるよう、業務水準の維持と雇用環境の遵守を、募集要項や仕様書に盛り込んでおります。また、募集締め切り後に行われる業者選定では、重要な判断基準の要素としております。

いずれにしましても、指定管理者の業者選定にあたっては、これらの条件を遵守した適正な業者選定を行うとともに、住民サービスの低下にならないよう業務水準の維持向上に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

**【問】 6(3) 子育てしやすい町づくりについて**

15番 小沢 長男

第五次中井町総合計画の、基本目標で、子育てしやすいまちづくりとして、安心して子どもを産み育てることができるように、積極的な支援と環境づくりが課題として、町内には町立の保育園が2園あることを位置づけており、井ノ口保育園を移転・新築して、幼保一体化による保育の充実を図るとしてはありますが、中村保育園の廃園計画はありません。町長は、今後幼稚園を含む町立3園の運営は財政的に困難として、中村保育園廃止の意向ですが、町の上位計画を逸脱しています。

保育園は子どもを単なる預ける場所ではなく、保護者と先生方で育てるところで命が育つ場所です。

幼稚園は小学校の予備校ではなく、幼児が幼児らしく育つ場所としての幼児保育・教育が求められますが、幼保の一体化、こども園は、国が財政難を口実に始めたもので、子供にとってどうなのかを考えていません。

日本共産党は反対していますが、国会上程の子育て新システムは、自治体の保育責任をなくし、親の責任にし、保育料だけで運営する民間保育園の運営にも影響すると思われます。

真に、総合計画にある、子育てしやすい町づくりをするならば、財政的なことだけでなく、子育て新システムに反対し、上位計画に従い、町立中村保育園の存続を再度求めます。考えは。

**【町長答】**

昨今は、経済発展と生活水準の向上に伴い、女性の就業機会の上昇など、ライフスタイルの変化によって育児・教育環境に高い条件を求める傾向が強まり、少子化が進んでおります。しかし、持続可能な地域社会を創り出していくためには、安心して子育てができる環境が求められております。

本町では、平成15年に井ノ口保育園と井ノ口幼稚園の一体化について、庁内組織としての検討委員会を設置し、今後における幼・保一元化の方向を踏まえ、井ノ口保育園の移転について検討いたしました。

さらに、平成17年には、井ノ口保育園の移転建設に伴い、町内保育園のあり方について必要な調査、研究を行い、多様な保育ニーズに対応するために、有識者からなる中井町保育園検討委員会を設置させていただきました。検討結果報告では、井ノ口保育園と井ノ口幼稚園の両園の運営については、「幼保一体化」にすること、と報告をいただいております。

また、町議会からは平成22年12月に、「幼稚園・保育園のあり方についての提言」で、「幼保一体化に向けた抜本的な対策を講じる」よう、町に提言をいただいております。

平成23年には、幼児教育及び保育ニーズの多様化に対応するため、中井町立こども園（仮称）開設に伴う検討委員会を設置させていただきました。検討委員会からは、国の動きも踏まえ、子ども達が同じ環境の下で保育・教育が受けられるように、平成26年4月を目途に開設するよう、報告をいただいております。

そのようなことから、町といたしましても、町内の幼稚園・保育園の3園を統合した「こども園」化の具現化を図るため、井ノ口幼稚園と井ノ口保育園を利活用し、平成26年4月開設を目途に、「こども園」開設の準備をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

## 【問】 7 通学路の安全は

8番 岸 光男

最近、各地で大きな交通事故が相次いで発生しています。京都府亀岡市では集団登校中の列に車が突っ込み、児童・保護者を含む10名の死傷者が出る痛ましい事故が起き、千葉県や愛知県でも立て続けに起きています。

相次ぐ事故により、文部科学省は緊急メッセージを出し、通学路の安全確保の状況について全国調査する必要があると判断されました。

学校で安全教育を受け、交通ルールをしっかりと守っていても無責任なドライバーによって安全が脅かされており、学校だけでは防ぐことが難しいのが登下校中の安全ではないかと考えています。そこで町の通学路の現状を質問します。

- 1、通学路の安全について再点検はされていますか。
  - 2、スクールゾーン設置の考えはありますか。
  - 3、井ノ口小学校の歩道橋の耐震診断はされていますか。
  - 4、藤沢川に架かる御堂橋の現状をどのように認識されていますか。また、歩道を架ける考えはありますか。
- 以上の点について伺います。

## 【町長答】

町では、子ども達を交通事故から守るために、日頃から交通安全教育の推進に努めているところでありますが、全国では暴走する車によって、登校中の児童の尊い命が奪われるという痛ましい交通事故が連続して発生し、文部科学省等が対策にのり出したところです。

1点目の「通学路の安全について再点検はされていますか。」についてお答えします。

毎年度、各学校ではPTAの協力の下に、交通量、道路の形状や交差点等の危険箇所、歩道の有無など通学路の安全点検を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ安全マップの見直しを図っております。この度、他県での相次ぐ痛ましい通学時における交通事故を受けて、再度、通学路の安全点検を至急行うとともに、児童生徒への指導を小中学校長に依頼いたしました。また、児童生徒の登下校の安全や交通事故防止に向けて、保護者や安全パトロール員の見守りなど、地域の関係団体や駐在等の関係機関に学校からも協力お願いするよう併せて依頼いたしました。今後、子ども達の交通安全確保の推進に向けて、学校と教育委員会が更なる連携強化を図ってまいります。

2点目の「スクールゾーン設置の考えはありますか。」のご質問ですが、文部科学省が平成14年度に策定した交通安全業務計画によりますと、スクールゾーンは、子どもの交通安全の確保を図るために、教育委員会、幼稚園及び小学校が、地域の警察、道路管理者等の協力を得て、幼稚園及び小学校を中心に周囲500メートルを範囲として設定及び定着化を積極的に推進することとなっております。

1点目のご質問に関連しますが、現在、各学校において、通学路における安全性を点検しているところであります。

今後、設置が必要と認められ、設置基準が満たされる場所があれば、地域や関係機関と連携、調整を進め、設置に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の「井ノ口小学校の歩道橋の耐震診断はされていますか。」のご質問にお答えします。

井ノ口小学校の歩道橋は、児童の安全確保のため当時の道路管理者である県が昭和44年度に設置したもので、旧県道の一部が新道開通で移管されたことに伴い、平成13年度に町へ管理移管されております。

県では、平成7年に発生した阪神淡路大震災を受け、県管理の歩道橋を含めた橋りょう全ての安全点検を平成8年に行っております。移管後は、町にて目視による日常点検を行っているところで、平成16年度に実施した井ノ口小学校の耐震補強工事に併せ、コンクリート部の補修や塗装工事を行い、昨年は手摺や階段部の補修を行っております。

本年度になり、東日本大震災の地震規模や被害状況等を受けた道路橋の安全基準の全面改訂が示されたことから、これらを踏まえ早い時期での点検を行い、必要な対応策を検討してまいります。

4点目の「藤沢川に架かる御堂橋の現状をどのように認識されていますか。また、歩道を架ける考えはありますか。」のご質問ですが、この橋は藤沢川の河川改修に併せ、神奈川県が昭和61年度に架け替えを行った橋で、架け替えにあたっては周囲の住宅事情や道路形状、異常高水位における設計上の橋桁の安全基準を満足させるため今の橋になったものです。

ご承知のとおり、御堂橋は歩行者が専用に渡れる部分を有する橋ではありませんが通学路に位置づけられており、さらに整備された周辺の歩道環境から通学時に利用する児童の安全確保に憂慮しているところです。

町としては、新規に歩行者専用橋を設けるにおいても、課題等が多く困難な状態ですが、通学路の見直しなどを含めたソフト面での対応とともに、近隣の皆様のご協力をいただきながら、今後も通学時の安全確保に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

## 【問】 8 若者に暮らせる中井の手応えを

5番 戸村 裕司

本町は高校生になると、町との関わりが希薄になり、進学・就職で町外に出れば、一層、疎遠になってしまい、これからの担い手の減少に歯止めをかけなければ、地域活動、経済活動の継承も発展も難しい。

若者は地域で安心して暮らし、自らの力を発揮できる「暮らせる中井」のライフスタイルがつかめなければ、定住につながらない。

幸い、子育て支援など次世代育成支援が整えられており、町は多角的にアピールすべきだ。  
一方、地域で必要とされ人々の役に立つ、「暮らせる中井」の手応えは、地域の祭りなどでは実現しているが、自立の第一歩である中高生の段階から、また成人以降も途切れなく提供されるべきであり、またそれは若者からも望まれている。町はジュニアリーダーや人材バンクで、橋渡ししていく仕組みを整えるべきではないかと考え、伺います。

- 1、中学生ボランティアとジュニアリーダーの取組と今後の展開は。
- 2、人材バンク、行政サポーター、観光サポーターの若い世代の参加と今後の課題は。
- 3、自治基本条例策定に若い世代の意見はどのように反映されるか。
- 4、ホームページや広報などで若い世代にアピールするコンテンツ提供の考えは。

**【町長答】**

地域社会の将来を担う子供たちを、健全に育てていくうえで、家庭及び地域社会が果たす役割は、重要なものとなります。本町では、青少年の健全育成のために青少年問題協議会や青少年指導員を中心として、交流活動や青少年リーダーの育成等に取り組んでまいりました。

このような取り組みは、世代間の連帯や地域活動にも成果をあげてきましたが、進学や就労などにより、多くの青少年は、地域との係わりが希薄になりがちとなります。

まちの将来を託す、児童・生徒、そして青少年達の地域との係わりにつきましては、現状を認識しつつも、関心を持って取り組んでいかなければならないと、考える次第であります。

その中で1点目の「中学生ボランティアとジュニアリーダーの取り組みと今後の展開」についてお答えいたします。

ジュニアリーダー活動への参加は、活動を通して、自己の有用感覚が触発され、地域のために役立ちたいと考えるようになり、自立する心が育まれると考えられます。

現在、青少年指導員が中学生に呼びかけて、万年橋ぎわの花壇の手入れや、青少年ふれあい交流事業、美・緑なかいフェスティバルなど、町の行事にボランティアとして協力していただいております。

青少年指導員連絡協議会では、中学生ボランティアからジュニアリーダーに育成できるよう、組織化に努めておりますが、ボランティアに対する関心はあるものの、団体での活動への不安感や、勉強、クラブ活動などに忙しくなることなどから、ジュニアリーダーの組織化は、なかなか難しい状況であります。

町としても、青少年育成の推進には大変有効であると認識しておりますので、関係団体と連携を進め、ジュニアリーダーの育成に努めてまいりたいと考えています。

2点目の「人材バンク、行政サポーター、観光サポーターの若い世代の参加と今後の課題」については、行政サポーターの活動は、今後の新たな取り組みとなりますが、人材バンクや観光サポーターに関する青少年の参加状況は、期待される成果までには達していない状況です。今後も活動機会の提供など、口コミや情報手段なども活用して広げていくとともに、職員自らも、参加意欲のある青少年の活動機会を創出するなどの努力を続けていきたいと考えています。

3点目の「自治基本条例策定に若い世代の意見はどのように反映されるか」については、総合計画などの計画の策定に際しては、無作為抽出とはなりますが、青少年世代のまちづくりへの期待や課題等、ニーズの把握にも努めさせていただいております。自治基本条例の策定にあたっては、若い人たちのまちづくりへの参加機会の拡大化を目指して、公募委員での参加はもとより、ホームページなどでも、積極的な意見の集約に努めて参りたいと考えています。

4点目の「若い世代にアピールするホームページや広報でのコンテンツ提供の考えは」については、読みやすく、親しみを持たれる広報活動に取り組む中、住民のニーズにあった情報手段の改善は、大変重要なことと認識しています。情報の共有や提供手段も日々進化して、特に若い人の情報収集方法も多様化しておりますので、町に見合ったコンテンツは、どのようなものが良いか、需要や参加意識などを把握しながら、前向きに考えていきたいと思っております。

特に近年、本町の青少年の音楽や文化活動の取り組みも多くありますので、その情報発信にも努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

**【問】 9 スポーツ推進計画の策定は**

**12番 相原 啓一**

制定から50年以上経過した、スポーツ振興法を全面改正とする、スポーツ基本法が昨年制定されました。

この法律は、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにし、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達等を目的としています。

少子高齢化や核家族化等、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化しておりますが、その中でも高齢化は急速に進んでおります。

健康で生き生きと元気に過ごしたいと思うのは人々の願いだと思っております。

神奈川県スポーツ振興指針にあるように、いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも、スポーツに楽しみ、スポーツのあるまち・くらしづくりの推進は、健康で明るく豊かな生活を営み、スポーツを通じて地域住民の交流やコミュニケーションを深めていく重要な役割もあります。



そこでお尋ねいたします。

- 1、第五次後期基本計画にあるように総合的地域スポーツクラブのイメージは、また普及、啓発はどのようにおこなうのか。
- 2、体系的に行うスポーツ推進計画の策定の考えは。
- 3、一町民一スポーツ運動の展開の考えは。

**【町長答】**

スポーツの振興は、一人ひとりが健康で豊かな人生を築くことはもちろん、地域やコミュニティの活性化にもつながる、大変重要な意義をもち、多くの効果が期待されます。

しかし、少子高齢化やライフスタイル、価値観の多様化をはじめとする社会状況が変化する中で、スポーツへのニーズは一層多様化し、これまでの行政主導による与えられるものというスポーツ振興の仕組みでは、十分に対応できない状況が生じています。

こうした状況を改善し、町民の誰もが運動・スポーツに親しむことができる生涯スポーツを実現するためには、時代の変化に対応した新たなスポーツ振興の考え方、仕組みづくりが必要となっています。

これからは、運動・スポーツの主体者である町民自らが、スポーツ振興の主人公となるような体制づくりが求められています。

こうしたなか、町では、これまで教育委員会で所管しておりましたスポーツ・生涯学習関連事業を今年度より町部局で行うことといたしました。高齢化や情報化が進む中、スポーツや生涯学習に求められる範囲は大きく広がってきており、教育行政のみで担っていくことには限界があり、町部局での福祉、環境、健康づくり施策等との連携を強化し、併せて、協働のまちづくりと一体的に行うことが必要となっています。

こうしたことから、引き続き教育部局とも連携を図りながら、町部局でスポーツの振興を図ってまいりたいと思います。

それでは1点目の「総合的地域スポーツクラブのイメージは、普及、啓発は」についてお答えします。

総合型地域スポーツクラブは、多くの人たちが身近な地域でスポーツに親しむことのできる、新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで様々な人が様々なスポーツをそれぞれの志向やレベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、住民自らが主体となり、会員の協働により運営される組織です。

競技力向上のためのスポーツ活動はもちろん、家族や世代間、地域での交流の核としての役割にも期待が寄せられているところですが、実際のクラブづくりでは、地域や個人の実情やニーズに応じて、いろいろな角度からの検討が必要であり、現在の人口規模や少子高齢化等の社会情勢から、国の示すスポーツだけに特化した町単独での組織の構築はそうそう簡単なことではないとも認識しているところです。

こうしたことから、地域スポーツ団体を主体としながらも近隣市町との連携や民間スポーツクラブとの協力、既存団体の有効的活用等も含め、総合的に検討を行っていききたいと思います。また、スポーツだけでなく、地域づくりを考えた

枠組みのなかで中井町らしい、中井町に合ったクラブの展開を考えることも必要だと考えています。

まだまだ検討課題も多く、地域の声、関係団体との調整も図りながら、引き続き調査・検討を行っていききたいと思います。

続いて2点目の「スポーツ推進計画の策定の考えは」についてお答えします。

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画づくりでは、その必要性についても十分に検討しなければならないと考えております。

また、スポーツだけではなく文化、生涯学習、しいては、まちづくりにおいても、従来の行政主導による在り方を見直し、多様化する住民ニーズに的確に対応するために、町民との「協働」による新たな仕組みづくりを構築していかなければならないと認識しております。

引き続き、福祉、健康づくりとの連携も含めスポーツ振興を効果的に進めていくため、総合的な視点からの検討を行ってまいりたいと考えます。

3点目の「一町民一スポーツ運動の展開の考えは」についてお答えします。

現在のスポーツ振興での問題点のひとつに、「したくても していない」などの運動・スポーツに関わっていない方を どう取り込み、すそ野を広げていくかが課題として挙げられます。

新規にスポーツに取り組む人を増やすためのきっかけづくりや、その後の活動継続への支援が求められています。

きっかけづくりには、ライフステージに併せたいろいろな体験をする機会や情報を提供し、その中から自分の好きなもの、適正にあったものを見つけ、運動・スポーツ活動への 自主的参加に結びつくような環境づくりを目指したいと考えます。

それが、しいては「一町民一スポーツ運動」にもつながり、スポーツ振興に大きく寄与するものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。